

〔平 27. 10. 23〕
〔総 2 4 - 3〕

説 明 資 料

〔個人住民税 ③〕

平成 27 年 10 月 23 日 (金)

総 務 省

目 次

1. 個人住民税の課税標準の計算	1
2. 個人住民税における各種人的控除のあり方	2
3. 個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況	9
4. 個人住民税の現年課税化	10
5. その他	14
6. 前回までに出された主な意見	15

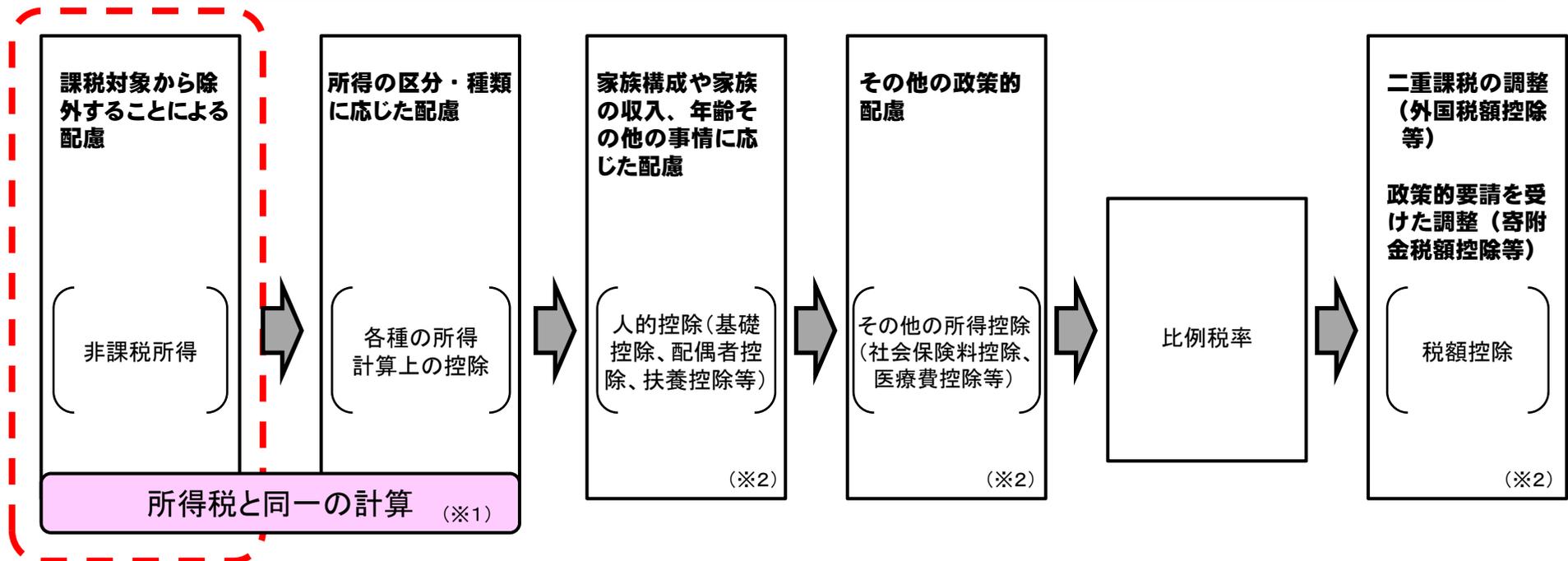
1. 個人住民税の課税標準の計算

個人住民税の課税標準の計算

○ 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされており、所得税において非課税とされた所得は、地方税法上特段の規定を置かない限り、個人住民税においても非課税となる。

<非課税所得となる制度の例>

- ・ 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（障害者等マル優）
- ・ 障害者等の少額公債の利子の非課税（障害者等特別マル優）
- ・ 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税
- ・ 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税
- ・ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（NISA）
- ・ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（ジュニアNISA）



(※1) 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定。

(※2) 個人住民税の人的控除(所得控除)は、所得税の人的控除(所得控除)の範囲内(低めに控除額が設定)とされており、また、政策的な所得控除及び税額控除は、所得税と比較して限定的。(地域社会の会費的性格をより明確化する観点)

2. 個人住民税における 各種人的控除のあり方

「今後における我が国の社会，経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」
についての答申 (税制調査会) (昭和39年12月) (抜粋)

第8 地方税のあり方

2. 住民税

(2) 住民税は，所得税と同じく所得に対して課する税であるが他面，所得税とは異なつて地域社会の費用を住民がその能力に応じつつ広く負担するという性格をもっている税であると考えられる。したがつて，このような住民税の性格にかんがみ，所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かちあうという観点から，その課税最低限については，所得税のそれとは差異があるべきであると認めた。

税制の抜本的見直しについての答申 (税制調査会) (昭和61年10月) (抜粋)

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税

3. 課税最低限

(2) 個人住民税

個人住民税の課税最低限については，地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担するという住民税の性格からして，所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるので，所得税の課税最低限と一致させる必要はないと考えられる。

第一 基本的考え方

四 税制の検討の視点

4. 地方分権と地方税財源の充実確保

(1) 地方分権の意義と地方税の役割

地方税は、地方公共団体が、このような行政を行うために必要な経費を賄うものであり、地域の共通の経費をその地域の住民がその能力と受益に応じて負担し合うものと言えます。このため、地方税については、負担分任性(分かち合い)や応益性を有する税制が望ましいとされています。地方税の負担を求めるに当たって、地方公共団体が、どの程度の行政水準を、どれだけの経費で実現しているのか、住民に対して情報公開を行い、説明責任を果たし、住民の参加と選択を求めることにより、責任ある地方自治が構築されます。地方税は言わば、民主主義の学校である地方自治の存在証明とも言えるものです。

(略)

(4) 地方税財源の充実確保方策の方向

上に述べた基本的な考え方に沿って地方税の充実確保を図る際には、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通ずる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが重要です。

地方税の基幹税目の中では、個人住民税や固定資産税は、安定的で税収の変動が少なく、どの地方公共団体にも税源が広く存在し、その偏在が少ないという性格を持っており、また、地方消費税は、清算を行うことにより、同様の特徴を有しています。個人住民税は地域住民が地域社会の費用の負担分任の原則の下に負担する税であり、受益と負担の明確化という観点や自治意識の涵養という点からその充実が望ましいと考えられます。

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

3. 個人所得課税の課題

(5) 個人住民税のあり方

個人住民税は、基幹税として地方財政を支える税であるとともに、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)や地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する対価として、対応関係を明確に認識できるという性格(応益性)を有しており、地方自治を支える税として位置付けることができるものと言えます。こうしたことから、個人住民税は所得税に比較してより広い範囲の納税者がその負担を分かち合うものとなっています。

個人住民税については、地方分権の推進や少子・高齢化の進展に対応し得る税制として、このような性格などを踏まえつつ、そのあり方を検討する必要があります。

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

14. 個人住民税関係

(1) 個人住民税の意義

① 地方自治を支える個人住民税

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格(負担分任の性格)を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっています。

地方公共団体は、住民に対し、日常生活に密着した様々な行政サービスを提供していますが、個人住民税は、このような行政サービスの実施主体である地方公共団体がその課税主体となり、受益者である住民に広く課税するものであり、住民は、身近な地方公共団体からの受益とそれに対する負担との関係を明確に理解することができます。

また、それにより、住民が地方行政に対する理解と関心を深めることとなり、地方自治の運営に参画することにつながるとともに、自ら負担する税がどのような行政サービスに使われるかを監視することにより、住民の需要に応じた効率的な地方行政が推進されることとなります。

(2) 個人住民税の現状

① 個人住民税の納税義務者数

平成11年度の市町村民税の所得割の納税義務者は、「市町村税課税状況等の調(自治省税務局)」によれば、5,232万人となっており、多くの住民が広く負担を分任していると言えます。このうち、所得税の納税義務を有しない者は233万人(4.5%)となっており、所得割のみの納税義務者(均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻(生計同一の妻)に対する均等割の非課税措置の対象者)は884万人となっています。

また、市町村民税の均等割の納税義務者は4,679万人となっており、このうち、均等割のみの納税義務者は331万人となっています。

(3) 個人住民税の課題

① 個人住民税の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、このような明確化は、国・地方を通ずる行政の簡素化・効率化につながることもなります。

② 所得割の所得控除と課税最低限

所得割の所得控除及び課税最低限のあり方については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税と一致させる必要はないと考えられます。

④ 均等割

イ. 均等割の意義

均等割は、住民が地方公共団体から様々な行政サービスを受けている対価として、地域社会の費用の一部を等しく分担するものであり、負担分任の性格を有する個人住民税の基礎的な部分として位置付けられるものです。

また、少子・高齢化の進展に伴い、住民が税負担を広く分かち合うことが必要となっていることから、均等割が果たすべき役割は大きいものと考えられます。

税制抜本改革法（抜粹）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税（二において「個人住民税」という。）をあわせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。
- ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。
- ハ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

第2編 租税実体法

第3章 課税要件各論

第2節 所得課税

第6款 住民税および事業税

1 住民税

住民税は、地方団体(都道府県・市町村)が、その住民その他その地方団体となんらかの密接な関係をもっている個人および法人に対して、広く課する租税であり、その基礎にある思想は、負担分任思想、すなわち地方団体の住民等は当然にその経費を分担し合うべきである、という考え方である。

(略)

(1) 個人住民税

(a)個人住民税均等割は、地方団体内に住所を有する個人および地方団体に住所はないが事務所・事業所・家屋敷を有する個人を納税義務者として、均等額で課される。その根拠となっているのは、応益課税の考え方である。

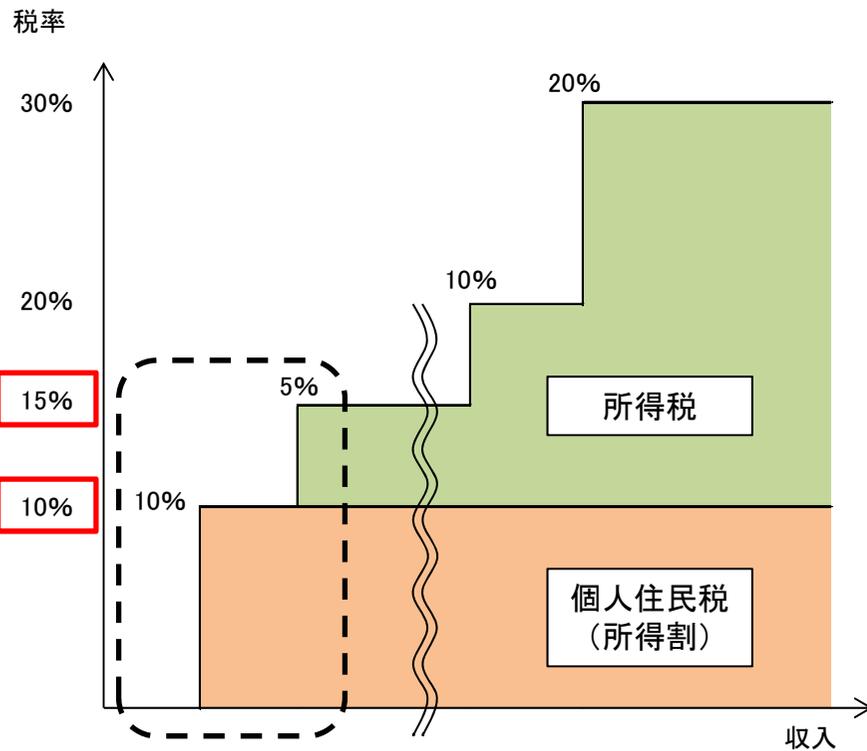
(略)

(b)住民税所得割は、(略)各種の控除(所得控除)が行われることになっているが、その種類は、所得税の場合と同じである。ただし、これらの控除の金額は、所得税の場合よりも低く、そのため、所得割住民税の課税最低限は、所得税のそれよりもかなり低くなっている。これは、所得税なみの課税最低限を採用すると、住民税の税収が大きく減少するのみでなく、その納税者の数も大幅に減少し、住民税といいながら地方団体によっては、総人口に対する納税者の割合が著しく低くなり、負担分任の趣旨に合わない結果になるおそれがあるためである。

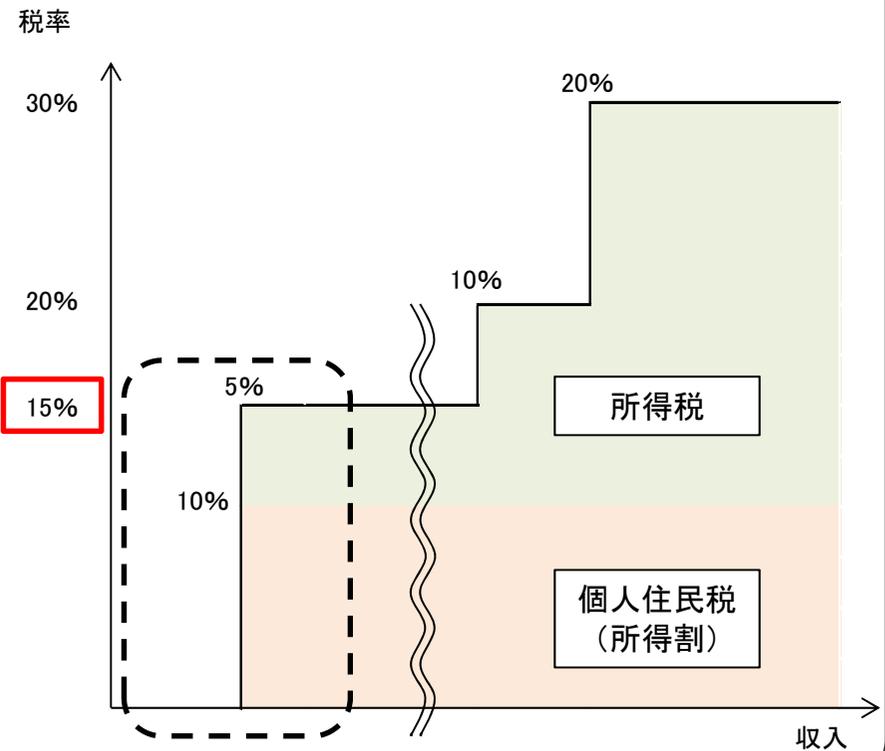
個人所得課税（所得税＋個人住民税（所得割））の税率の段階（イメージ）

現行制度

… 個人住民税（所得割）の課税最低限が所得税の課税最低限より低い



所得税と個人住民税（所得割）の課税最低限を一致させた場合



3 . 個人住民税における超過課税、 独自減税の実施状況

個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況

○ 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、この標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。

- ・ 所得割:道府県民税4%、市町村民税6%
- ・ 均等割:道府県民税1,500円、市町村民税3,500円(※)

(※)いずれも復興財源確保のための500円の引上げ込みの額

○ 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。

所得割

○道府県民税

- ・ 4.025% : 神奈川県
(4% : 標準税率)

○市町村民税

- ・ 6.5% : 夕張市 (北海道)
- ・ 6.1% : 豊岡市 (兵庫県)
(6% : 標準税率)
- ・ 5.7% : 名古屋市

(平成27年4月1日現在)

均等割

○道府県民税

- ・ 2,700円 : 宮城県
- ・ 2,500円 : 岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
- ・ 2,300円 : 秋田県、滋賀県、兵庫県
- ・ 2,200円 : 栃木県、群馬県、愛媛県
- ・ 2,000円 : 富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・ 1,900円 : 静岡県
- ・ 1,800円 : 神奈川県
- (1,500円 : 標準税率)

○市町村民税

- ・ 4,400円 : 横浜市
- ・ 4,000円 : 夕張市 (北海道)
(3,500円 : 標準税率)
- ・ 3,300円 : 名古屋市

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、
「市町村税の税率等に関する調」より作成

(参考) 地方税法 (抄)

○ 所得割

【道府県民税】

第三十五条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

【市町村民税】

第三百十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の六の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

○ 均等割

【道府県民税】

第三十八条 個人の均等割の標準税率は、千円とする。(※)

【市町村民税】

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。(※)

(※) 復興財源確保のため、標準税率が道府県民税、市町村民税いずれも500円引き上げられている(平成26年度～平成35年度)。

4. 個人住民税の現年課税化

現年課税に係るこれまでの関係団体意見

東京地方税理士会

※東京地方税理士会は、神奈川県と山梨県の税理士の会。東京都の税理士の会である東京税理士会と異なる。

平成27年度税制改正に関する意見書（平成26年3月）抄

7. 地方税関係【その他の改正要望事項】

（8）個人住民税の現年課税制度への対策について

個人住民税の現年課税に向けての具体的検討をすること。

<理由>

（中略）源泉徴収・年末調整を行う必要があることから、給与の支払者の事務負担が増大するという問題や、現年課税への経過年度の取扱いに検討の余地はあるが、将来の現年課税制度導入のための具体的検討を進めることが望ましい。

日本商工会議所

平成28年度税制改正に関する意見（平成27年9月16日）抄

Ⅷ. 納税環境整備の拡充

4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

全国町村会

平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望（平成26年7月3日）抄

3. 町村財政基盤の確立

1. 町村税源の充実強化

（2）個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかること。また、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

個人住民税の現年課税に関する過去の議論

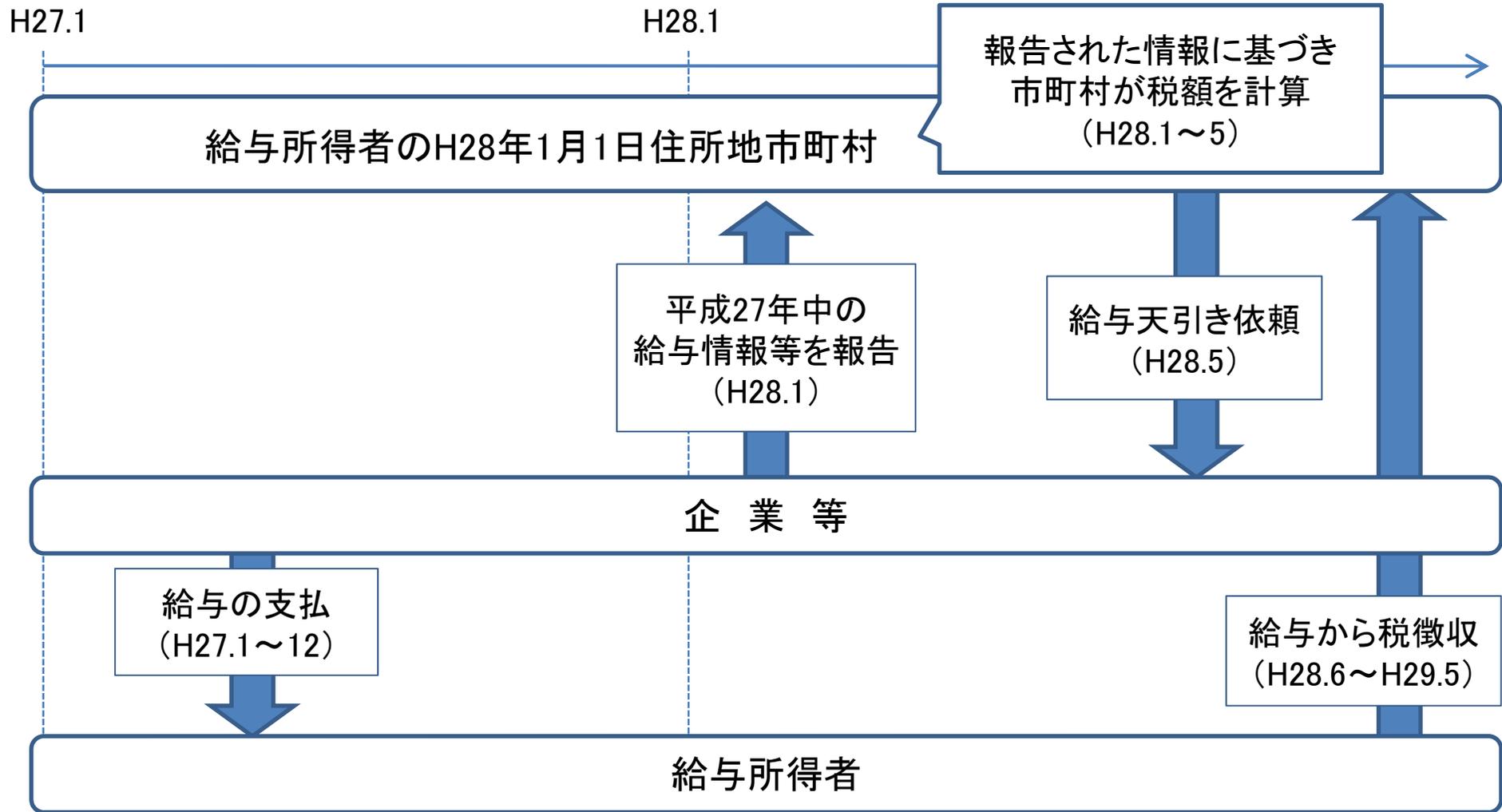
○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

現行の個人住民税の徴収の仕組み(給与所得者の場合)



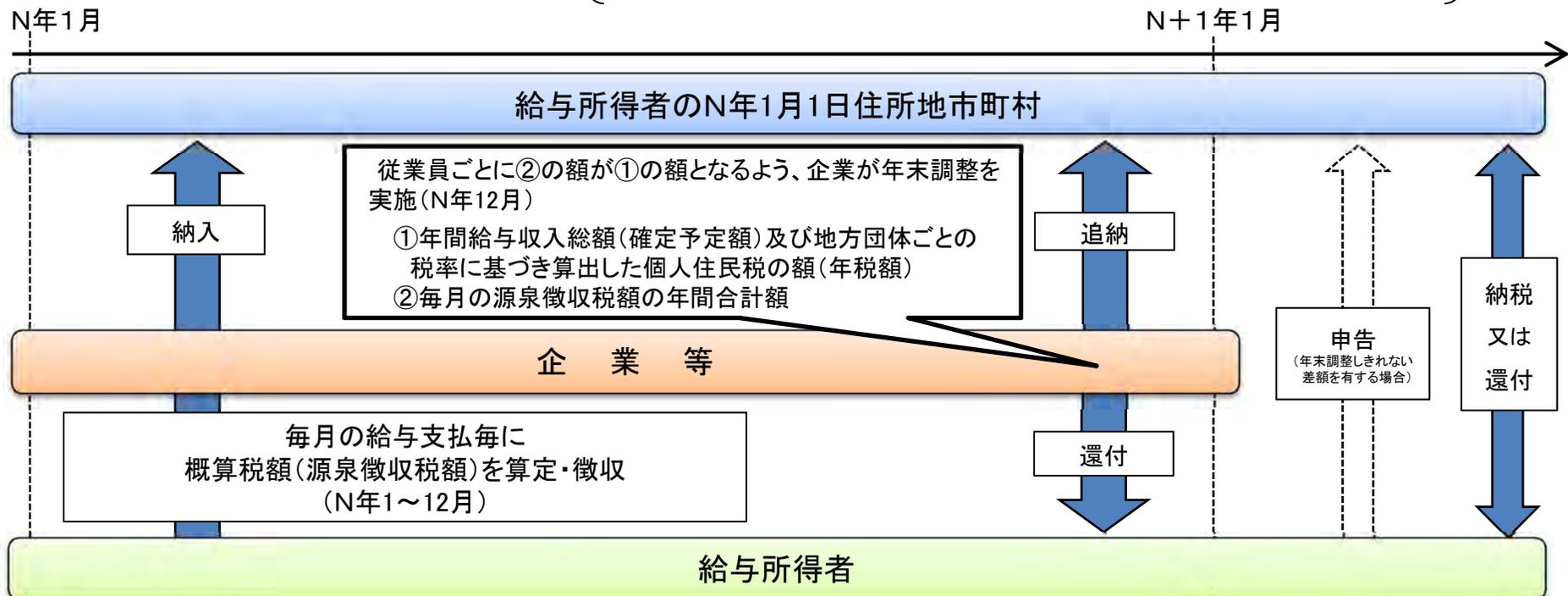
所得税と同様の源泉徴収制度を個人住民税に導入した場合のイメージ

- 源泉徴収段階では、全国一律の税率(標準税率)に基づき税額を算定(全国一律の住民税の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収)。
- 年末調整の段階で、税率等の地方団体毎の独自事項及び人的控除を反映。

⇒ 企業(特別徴収義務者)の負担増

- ・ 所得税の源泉徴収は所轄税務署のみに納税すればよいが、個人住民税では企業が従業員それぞれの1月1日現在の住所地である地方団体を確認・判断し、納税しなければならない。
- ・ 個人住民税は、均等割で税率や非課税限度額が地方団体ごとに異なることや、所得割で標準税率と異なる税率を採用している地方団体も存在していることから、企業は地方団体ごとの税率設定等を踏まえた年末調整を行わなければならない。

(例)	均等割	所得割
東京都内	… 5,000円/年	10%
横浜市	… 6,200円/年	10.025%
横浜市以外の神奈川県内市町村	… 5,300円/年	10.025%

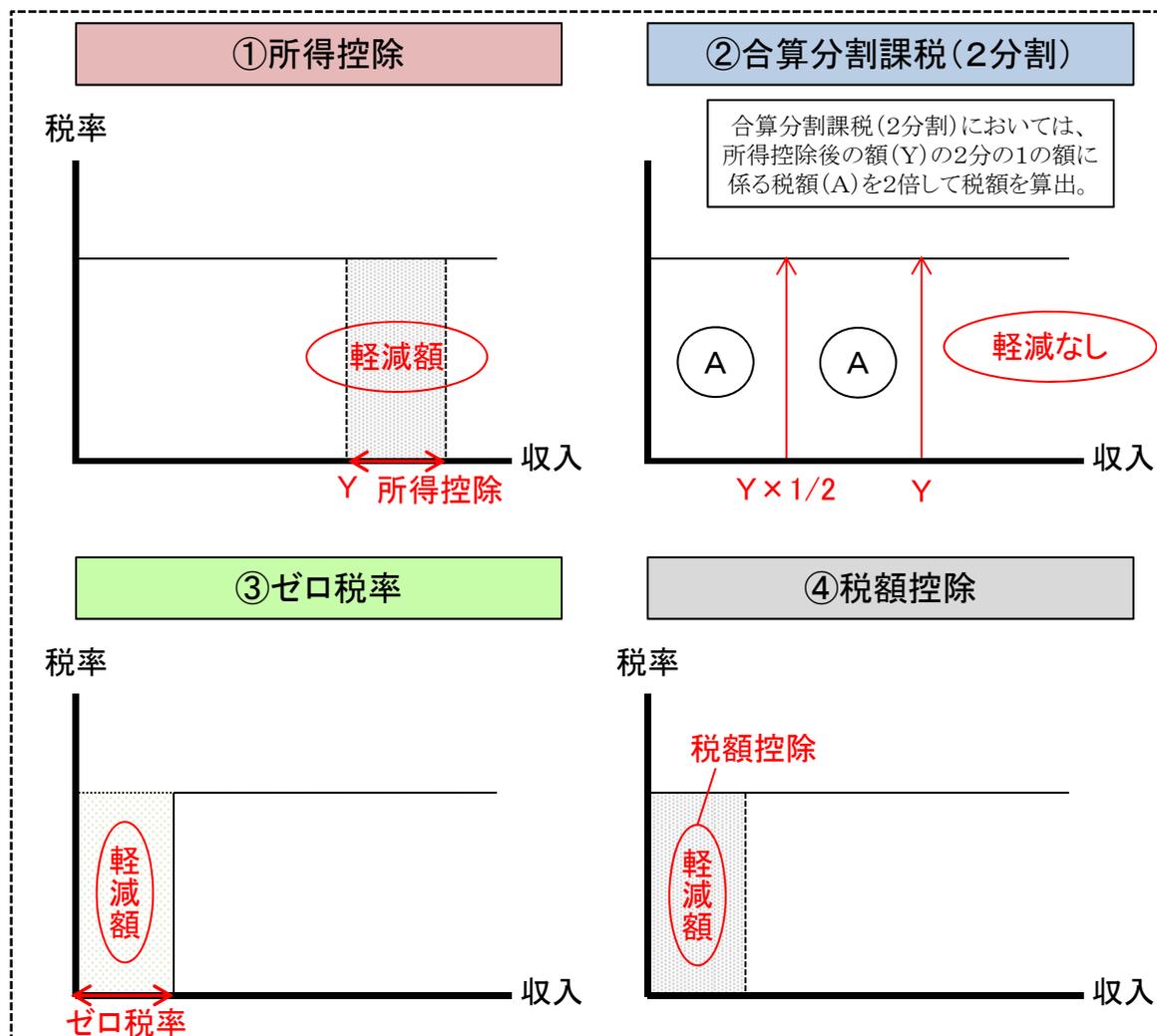
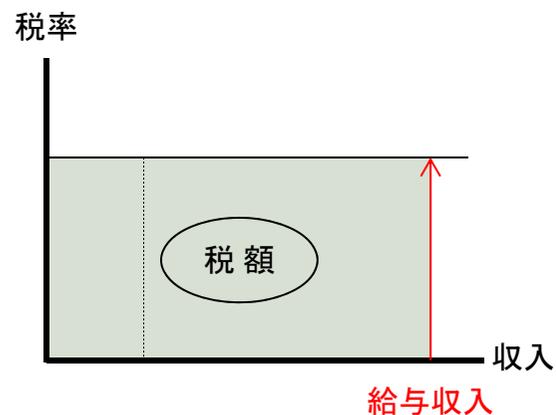


5. その他

所得課税(比例税率)における負担調整制度の効果(イメージ)

- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、③ゼロ税率、④税額控除については、いずれも同じ効果となる。また、②合算分割課税(2分割)については、そのこと自体による負担調整効果は生じない。

給与収入の額に税率をそのまま適用した場合



6. 前回までに出された主な意見

前回までに出された主な意見① (個人住民税に関する意見)

個人住民税の性格・役割

- 個人住民税と所得税の役割分担があり、再分配機能は基本的に所得税の役割。個人住民税にも再分配機能がないわけではないが、大きく求められているわけではなく、地域社会の会費として応益性を大切に考え、幅広く課税することを主に考えるべき。
- 再分配については税額控除等により国税において拡充していき、地方税としては課税所得を広くとり、比例税率をかける形とし、国税・地方税で役割分担をしていくことが考えられる。
- 一番低い税率が所得税5%、個人住民税10%という中で低所得者層の負担調整を考える場合、地方税(個人住民税)の軽減が必要になるという点を含め、国・地方併せてどうするかを考える必要。
- 個人住民税の負担分任の性格を踏まえると、個人住民税の納税義務者はもっと多くてもいいのではないか。
- 地方の安定財源である個人住民税の制度改正については、地方税財源に対する影響や、地域間格差の拡大といった点への影響も念頭に置いておく必要がある。
- 現役世代が減少し、高齢者中心の人口構成にシフトしていくことから、個人住民税の税収が落ちていくというのは事実。税財源確保のための努力は不可欠。

個人住民税における課税最低限・人的控除

- 個人住民税の応益性という性格を考えると、個人住民税における課税最低限は所得税より低くてもよい。
- 税制の簡素化の観点からは、所得税と個人住民税とで、所得計算、人的控除や課税最低限などを統一することを考えるべき。
- 個人住民税の均等割、所得割、所得税の順に段階を踏んで課されるということが基本にあるべき。課税最低限が異なることで、個人住民税と所得税が段階的に課されることとなり、低所得者に対する配慮がより可能となる。

前回までに出された主な意見② (個人住民税に関する意見)

個人住民税における課税最低限・人的控除 (承前)

- 税源の偏在度を拡大しないためにも、個人住民税の課税最低限は大きく引き上げない方向で見直すことを考えるべき。
- 個人住民税における非課税限度額が生活保護制度の基準額との対比で決定されていることも踏まえ、非課税限度額や個人住民税における課税最低限のあり方が考えられるべき。
- 控除の金額が国と地方で違う点については、所得控除から税額控除に変えるとすっきりするのではないか。所得控除の比率をできるだけ小さくして税額控除に持っていくのも良い。

社会保障と地方税財源、その他

- 税制度と社会保障制度は密接に関連しており、また、特に低所得層にとっては社会保険料負担も大きくなっていることも踏まえると、税制度の見直しを議論する際には、社会保障制度のあり方についても併せて議論することが重要である。
- 課税最低限以下の税を負担しない人の所得把握については、給付と課税の連携を考えると、今まで以上に重要になるのではないか。一方で、所得把握についての執行上の負担に留意する必要。
- 年金以外の社会保障施策を実施しているのは地方団体であり、社会保障制度の充実・確保のためには、これを支える地方財源の確保もきちんと考える必要がある。
- 納税者のわかりやすさや税制の簡素化の観点から、個人住民税の現年課税化は重要な課題。
- 現年課税化した場合は、地方団体が課税自主権を発揮しにくくなるという課題がある。